

「フィールド調査の映像資料の保存・活用」内田順子(国立歴史民俗博物館)

2024 年 10 月 5 日 (土) 国立映画アーカイブ 長瀬記念ホール OZU

◆ 国立歴史民俗博物館（歴博）の映像資料

- ① 歴博準備室（1978～1980 年）が収集した映像資料 * 大半がフィルム
- ② 歴博が制作した映像資料 * 大半がテープ

・ 民俗映像資料（1984～2008 年、文化庁の協力により製作）

日本の民俗文化の教育・普及の目的

・ 民俗研究映像（現：歴博研究映像）（1988 年から継続）

・ 企画展示の記録映像、展示に関連して制作された映像

など

◆ 歴博研究映像の制作、課題だったこと

- ・ 1988 年開始
- ・ 映像による民俗誌＝現代の民俗の記録
- ・ 映像による論文＝研究成果
- ・ 撮影素材も含めて保存し、民俗研究の資料として研究に供する

2004 年の大学共同利用機関法人化の頃に認識されていた課題

- ・ 完成映像、撮影素材映像の媒体変換（保存用と活用用）

- ・ 著作権や肖像権の許諾範囲が不明確であったため、映像の保存や活用が不十分
- ・ 撮影素材テープの目録化が統一的になされていない

→保存・活用されないままになる可能性があった

(参考) 研究映像映像の記録フォーマット

- ・ 1988 年以降の 25 作品のうち 24 作品は、撮影はテープ（多くは BETACAM、各作品、50～100 時間程度の撮影素材）
- ・ 完成品の保存用マスターテープは一時は D2、映写および保存用として 16 mm フィルム（2001 年度まで）
- ・ 関係者配布用は VHS、DVD
- ・ それぞれの調査研究の過程で、個人所有の映像や音声テープを取得することがあるが、オリジナルテープはデジタル化したデータとともに提供者にお返しし、テープ・デジタルデータともに、博物館の所有する資料としては収集していない。

◆ 課題解決のための共同研究の実施

第 1 期 2004～2006 年度

制作ワークフローの構築（著作権・肖像権の明確化）

映像フォーラム等、完成映像の公開事業立ち上げ

第2期 2007～2009 年度

完成映像の DVD 貸出し・英語版制作開始

撮影素材（各作品 50～100 時間）の保存対策開始（撮影素材の目録化）

第3期 2010～2012 年度

撮影素材の試行版 DB プログラム作成

第4期 2013～2015 年度

試行版 DB プログラムへデータを投入

（参考）撮影素材の目録化とデジタル化の基本的な考え方

- ・ オリジナルテープの保存
- ・ 制作年代の早いもの／製作協力業者への確認がとれたものからデジタル化
- ・ 撮影素材テープ→DVD、mpeg4・H.264、MOV・Apple ProRes 422
- ・ 視聴覚資料の管理データベースの項目に準拠しつつ整理

題名、よみがな、シリーズ、種類、映像情報（マザーテープの種類）、

マザーテープ番号、バックアップ有無、バックアップ詳細、内容詳細、

時間、画像収録元、撮影年月日、撮影場所、スタッフ、企画・製作、

使用条件、マザーテープ保管場所、修復要否、保蔵状態、

キーワード（大分類、中分類、小分類）

第5期 2016～2018 年度

1988 年度以降の取り組みを総括する歴博映像祭の実施（2018 年）

歴博メディアルームで歴博研究映像の常時公開

第 6 期 2019～2021 年度

福島県昭和村の苧麻文化をテーマにした研究映像『からむしのこえ』（2018 年度）での取り組み・成果を活かして、沖縄県宮古島の苧麻文化をテーマとする研究映像『ブーンミの島』を制作。

第 7 期 2022～2024 年度

歴博が 1988 年以来制作してきた研究映像のうち、沖縄県の民俗文化・歴史をテーマに制作された 4 映像について、当時の関係者、現在の地域文化の実践者等との関係を再構築し、撮影素材を含めた活用の検討を進める。

◆ まとめ 共同研究による映像資料の活用

地域の生活者にとって、記録映像は、地域文化を知り、継承する上で、参考資料のひとつとなり得る。活用は、映像を保存する側の意向だけではなく、撮影地の人たちとの関係性の構築の上で展開していく必要がある。映像を保存するだけでなく、必要とする人たちに映像を開いていく上で、映像が存在していることを発信するだけでなく、撮影地の人たちとの関係性の構築が不可欠である。